

弁護士法人 後藤・太田・立岡法律事務所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目18番28号 KSビル6階
TEL (052) 962-9556 FAX (052) 962-9570

副 本

令和5年(ワ)第421号国家賠償等請求事件

原 告 [REDACTED]

被 告 国 外3名

答 弁 書

令和5年8月16日

福岡地方裁判所小倉支部

民事第3部(合議口係) 御中

名古屋市中区丸の内三丁目18番28号 KSビル6階

弁護士法人後藤・太田・立岡法律事務所(送達場所)

電話 052-962-9556 / FAX 052-962-9570

被告豊川市代理人

弁護士 中 村 勝 己

弁護士 後 藤 昭 樹

弁護士 太 田 博 之

弁護士 立 岡 亘

弁護士 服 部 千 鶴

弁護士 吉 野 彩 子

弁護士 太 田 成

弁護士 水 野 吉 博

弁護士 長 坂 早 余 子

弁護士 植 木 祐 矢

弁護士法人 後藤・太田・立岡法律事務所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目18番28号 K Sビル6階
TEL (052) 962-9556 FAX (052) 962-9570

弁護士 萩 原 文 孝

弁護士 小 林 香 澄



用語例

- ・ Covid-19 感染症を「新型コロナウイルス感染症」、あるいは単に「新型コロナ感染症」と称することがある。
- ・ 被告ファイザー株式会社を、「被告ファイザー」という。
- ・ 故堀川博昭を、「堀川」という。
- ・ 被告蒲郡市が開設する蒲郡市民病院を、「蒲郡市民病院」という。
- ・ 被告豊川市が開設する豊川市民病院を、「豊川市民病院」という。
- ・ 体外式膜型人工肺(ECMO:extracorporeal membrane oxygenation)をエクモという。

弁護士法人 後藤・太田・立岡法律事務所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目18番28号 K Sビル6階
TEL (052) 962-9556 FAX (052) 962-9570

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の被告豊川市に対する請求を棄却する。
- 2 被告豊川市との間で発生した訴訟費用は原告の負担とする。

なお、仮執行宣言を付するのは相当ではないが、仮に仮執行宣言を付する場合には、

ア 担保提供を条件とする仮執行免脱宣言

イ 仮執行の開始時期を判決が被告豊川市に送達された日の翌日から14日を経過したときとすること

との判決を求める。

第2 請求の原因に対する答弁

- 1 「第一 当事者 一項 原告」について
いずれも不知。

但し、特に争う趣旨ではなく、戸籍謄本、相続放棄申述書等が証拠提出されば、認否を改める。

- 2 「第一 当事者 二項 被告」について

1項ないし3項は認否しない。

4項は、認める。

- 3 「第二 事実経過」について

- (1) 一項各号について

ア 1項は認める。

イ 2項は、堀川の現病歴について、糖尿病、高血圧、肺気腫、慢性閉塞性肺疾患（COPD）は認め、アレルギー疾患については不知。

ウ 3項ないし6項は不知。

エ 7項は、堀川が豊川市民病院に9月6日に入院したこと、豊川市民病院でエクモを装着しなかったことは認めるが、エクモの装着義務の存在、及び死亡との因果関係を争う。

弁護士法人 後藤・太田・立岡法律事務所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目18番28号 K Sビル6階
TEL (052) 962-9556 FAX (052) 962-9570

(2) 二項各号について

ア 1について、豊川市民病院において、堀川の親族に連絡を取らなかったこと、解剖検査を実施していないことは認め、その余は不知。

なお、堀川の親族に連絡をしなかった経過は以下のとおりである。

- ・堀川は、親族とは絶縁状態にあり、親族への連絡を拒否していた（戊A 1・10, 戊A 1・16, 戊A 1・68, 戊A 1・79, 戊A 1・249, 戊A 1・264等）。
- ・堀川の状態が増悪した9月15日の段階で、豊川市民病院において、堀川の父、兄に連絡を試みたものの、連絡を取ることができなかつた（戊A 1・293, 戊A 1・298）。なお、原告の存在は堀川から伝えられておらず、連絡先も不明であった。
- ・堀川死亡後に、豊川市民病院から親族への連絡を試みたものの、連絡が取れなかつた（戊A 1・309）。

イ 2ないし4は不知。但し、積極的に争う趣旨ではない。

(3) 三項各号について

いずれも不知。

4 「第三 本件ワクチンについて」

被告国、及び被告ファイザーに対する主張であるため、認否しない。

5 「第四 被告らの共同不法行為」について

(1) 一項1ないし3は認否しない。

(2) 一項4(1)について、豊川市民病院においてエクモを装着しなかつたことは認めるが、本件において堀川に対してエクモを装着する義務の存在を争う。

一項4(2)について、エクモを装着しなかつたことと堀川の死亡との因果関係を争う。

(3) 二項各号について、被告ら相互に、共同不法行為の要件たる関連共同性

弁護士法人 後藤・太田・立岡法律事務所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目18番28号 K Sビル6階
TEL (052) 962-9556 FAX (052) 962-9570

があるとの主張は、いずれも否認ないし争う。

- (4) 三項各号について、いずれも否認ないし争う。

6 「第五 損害」について

第五項は否認ないし不知。

第3 原告準備書面(1)に対する認否

1 第一章、及び第二章について

被告国、及び被告ファザーに対する主張であり、認否しない。

2 「第三章 主張の要諦」について

- (1) 第一は認否しない。

- (2) 第二の一項ないし三項は認否しない。

(3) 第二の四項について

ア 四項1で引用する第二の一項8の「解剖検査を行って死因及び因果関係を特定しなければならない義務」の存在を争う。

イ 四項1で引用する第二の一項9の「ワクチン接種を実施するについて

は、ワクチン接種による有害事象であると推定される者に対して適正な医療措置を講ずる医療体制を事前に確立させておかなければならぬ義務」については、主張する義務の内容が抽象的であり、当時の医療事情に照らし、具体的にどのような医療体制を取るべきであったのかが不明であるため、認否できない。

なお、堀川は、新型コロナ感染症の抗原検査において陽性であり、また豊川市民病院入院中に採取した検体を用いて豊川市保健所で実施したPCR検査において、デルタ（△）株であったと報告されている（戊A1・295）。この点、豊川市民病院における堀川の病態は、ワクチン接種による有害事象ではなく、新型コロナウイルス感染症であったと考えられる。

ウ 四項1で引用する第二の一項10の「有害事象が発生した場合は適切な

弁護士法人 後藤・太田・立岡法律事務所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目18番28号 K Sビル6階
TEL (052) 962-9556 FAX (052) 962-9570

医療措置を直ちに実行しなければならない義務」について、具体的に、豊川市民病院において、どの時点で、どのような具体的医療措置を実行すべきであったのかが不明であるため認否できない。なお、堀川の病態が新型コロナウイルス感染症であったと認められることは上記のとおりである。

エ 第二の四項2について、「蒲郡市民病院からエクモ治療が必要であると判断して堀川が転院してきたのであれば、直ちにその治療を施さなければならぬ義務」について、否認ないし争う。

堀川は、「蒲郡市民病院から、エクモ使用の可能性のある患者の転院搬送の依頼があった。」という経過である（戊A1・10）。搬送後の堀川の病状、画像所見、エクモ装着の適応、及び予後見込み等を検討し、また、堀川本人の意向を確認した上で、エクモを装着しなかったもので（戊A1・75、戊A1・77）、エクモの装着義務を争う。

- (4) 第三の一項ないし三項は認否しない。
- (5) 第三の四項について、否認ないし争う。
- (6) 第三の五項について、いずれも否認ないし争う。被告豊川市の診療行為が他の被告との関係で、客観的にも主観的にも関連共同性があるとは認められず、共同不法行為には該当しない。

第4 原告に対する求釈明申立

1 求釈明事項

訴状の請求原因第四の4の豊川市民病院において「エクモ治療を講ずべき義務」、並びに、原告準備書面(1)の第三章第二の四項記載の豊川市の義務について、堀川の病状、画像所見、エクモの適応等の具体的な事実や医学的知見を踏まえつつ、本件における豊川市民病院の具体的注意義務の内容、及び注意義務違反の認定の根拠となる具体的な事実を主張されるよう求める。

弁護士法人 後藤・太田・立岡法律事務所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目18番28号 KSビル6階
TEL (052) 962-9556 FAX (052) 962-9570

第5 被告豊川市の主張

求釈明に対する原告の釈明を待って、具体的に主張を行う予定である。

第6 附属書類

- 1 訴訟委任状
- 2 辞令（豊川市民病院事業管理者の資格証明書）
- 3 豊川市病院事業の設置等に関する条例（地方公営企業法全部適用）